

名張市への質問(抜粋)

| ① 自治基本条例策定前・策定過程に関すること | |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 市議会議員とのトラブル、ジェラシー、無視、嫌がらせ等はないのか。模範解答ではなく、本当のところを聞きたい。 |
| 2 | H7～H13年にわたり、「まちづくり協議会」が組織されていると記されているが、実際の協議・活動について説明を受けたい。 |
| 3 | 具体的な条文作成（原案）作成者は誰か。そのプロセスはどんなものか。 |
| 4 | 若い世代の意識や関心はどんなものであったか。取組や変化、今後取り組みたいと考えていることなどもあれば教えていただきたい。 |
| 5 | 条例の項目へ市内の経済活動に関する項目は検討したか。 |
| 6 | この条例を最高規範の位置とした理由は。また、話し合いの中で、最高規範に対する賛成、反対の意見としてどういったものがあったか。反対意見があったのならば、最高規範で決定に（賛成に変わった）なったのはなぜか。 |
| 7 | 住民がこれを自分たちの条例だと意識するために策定過程で工夫したことはあるか。 |
| 8 | 名張市条例制定に際し、条例の性格（マニフェストor非マニフェスト）付けの検討過程について（条例の全般文言からこれからの協働等今後の在り方的プログラム規定と感じられる条項も多く、名張市条例の性格を確認するとともにその結論に至った経緯を知り、橋本市条例の性格付けの参考とするため。） |
| 9 | 名張市条例策定、市民委員の構成と市民委員参画に伴う具体的な役割と意見反映及び議会審議等の関係について) |
| ②自治基本条例の特徴・内容に関すること | |
| 10 | 第5条 市民と役割と責務について、市民の感情や感想はどうか。 |
| 11 | 第15条（要望等への対応）について、施行前後に変化は見られるか。 |
| 12 | コミュニティ活動、地域づくり等、名張市自治基本条例第33条・第34条に名張市の特色があるように感じた。「自治会」という単語が含まれていることも気になった。この第33条・第44条に対する思いなどを知りたい。 |
| 13 | 名張市の特徴はどういうところであると考えたのか。市の特徴を条例に盛り込むことは出来たか。 |
| 14 | 第25条 行政評価自体は、誰がどのように決めているのか。課題・進む方向が示されたとき、それを実行に移す際に、実際に解決に向け行動する人（市民、行政）には、どのように伝えられ、実行されるのか。 |
| 15 | 「最高規範性」「市民の定義」「住民投票」の項目については、色々な意見があるところだと思うが、当時どのように考えたか。また、策定から10年以上経った今、その項目の必要性についてどのように考えているか。 |

名張市への質問(抜粋)

| | |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 16 | 各基本事項の目次体系、定義付等に係る検討過程とそれぞれの趣旨（基本条例の目次体系の検討の資とするとともに各条項における規定要領の資とする。特に、「市民」の定義を人に付与されている品格と非営利団体を含む事業体である法人格とをひとつの同一人格としてある会「市民」と位置づけたことに対する疑問を有しており、「市民等」と規定すべきと感じるため。） |
| 17 | 条例間における上下位の関係はなく、並列的关系を原則としますが、最高規範性付与の検討過程について（自治基本条例に、条例における最高規範性を付与した趣旨を知り、橋本市条例への反映するための資としたい。個人的には既存の橋本市諸条例との関係を踏まえ、かつ当該条例を基本的条例とする場合、地方自治のあるべき原理原則を規定した基本的規範性の付与とすべきと考えている。） |
| 18 | 条例に危機管理規定を設けた趣旨について（大規模災害等に係る危機管理に際し、橋本市の条例には協働する3者役割を大枠について具体的に規定し、防災等計画の細部計画に理念を反映させたいため。） |
| 19 | 条例に財政、監査、行政評価を設けた趣旨について（当該条例について、橋本市条例ではこれらの条項に基づく機能を効率的行政施策等とするためのPDCAサイクル機能を明確に付与する規定とするための資とする。） |
| 20 | 条例に住民投票にかかる規定を設けた趣旨と住民投票への外国人参加を容認した趣旨について（外国人の地方自治への参加は、単なる国際化、地方税の納税だけでは処理できない地方自治への参政権と合い待った根本的問題を孕んでおり、その趣旨を明確に知ることによって橋本市条例に反映させたい。また、住民投票に沿う対象問題であるかの判断基準を占める必要があり、基準検討の資としたい。） |
| ③ 自治基本条例策定後の啓発・普及・取組に関すること | |
| 21 | 具体的に各課で取り組んだことは。また、その評価、市民への周知はどのようにしているか。 |
| 22 | 市民への条例の説明はどのように行ったか。今までと変わったと市民は感じているか。策定から10年以上経って、条例を策定してよかったことは。また、よくなかったことは。 |
| 23 | 名張市においては、「新・理想郷プラン」基本構想が策定されているが、総合計画と自治基本条例との関係はどのように考え、取り組んでいるか。 |
| 24 | 策定前と策定後での変化（行政職員／議会・議員／事業／市民） |
| 25 | 見直しプロセスの確保 |
| 26 | 名張市の取組について調べてみたところ、楽しそうだと感じるものもあった。「市民も変わってきたなあ」と感じることはあるか。 |
| 27 | 地域における活動は主体になる組織があるのか。 |
| 28 | 15地域に17の市民センターがあるが、その利用状況はどのような状況か。何%の住民がどのように利用しているのか。日中地域にいない人はまったく利用しないのか。 |
| 29 | 地域づくりの協議会について、HPやfacebook等たくさんの発信をしているが、市民の閲覧状況はどうか。また、協議会の構成メンバーの年代、状況はどんな感じなのか。 |

名張市への質問(抜粋)

| | |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 30 | 市民参加意識の向上を促すため、普及、啓発活動が大切であると思うが、どのように普及、啓発活動をしているのか。 |
| 31 | 長期的な計画では特にだと思うが、取組に対するモチベーションを維持するのが難しいのではないかと思う。そのモチベーションはどのように保っているのか。 |
| 32 | 条例第33・34・35条は地域づくりにおける市民の参画と密接に関係しているように思われるが、市民へはどのような手段でこの内容を告知したか、また、具体的にはどのような施策の実施や組織の設置がなされたのか。 |
| 33 | 説明会は行ったか。行ったのであれば、参加した市民の男女の割合、年代別の割合、説明会の内容は。 |
| 34 | 公民館の利用や使用料金に変化はあったか。公民館の地域委託によってよかったところと悪かったところ、これからまだまだ考えていかなければならないところは。 |
| 35 | 自治基本条例の策定が市の財政にどのように貢献したか。 |
| 36 | 公民館の地域委託について詳細を教えてください。 |
| 37 | 基本条例と既条例との整合を図るために行った改正条例の数（当該質問と共にその過程における啓発、内容の普及と都市組の具体的事例を知ること、条例制定後の橋本市における「協働」の事業施策、各役割に係る事項の明確化の資とする。） |
| 38 | 名張市基本条例制定後における「協働」に係るレビュー結果とそれを反映した事項の具体的事例（PDCAサイクル）について（橋本市における基本条例策定後の行うべきPDCAサイクルの枠組みの作りの資とする。） |
| ④その他 | |
| 39 | コーディネーター的な立場の人は名張市にいるか。いるのであれば、その方の立ち居地や必要性、その方が気をつけていることなどを知りたい。 |
| 40 | 「市民意識調査」は、答えていくだけで、市がどのような考えを実行したいのかわかった。調査に答えていくだけで市への関心が深まったように感じた。その調査は、誰がどのように作っているのか。解答した人をはじめ、結果は多くの人にどのように公表、お知らせしているのか。 |
| 41 | 先輩である貴市より、後輩橋本市へのアドバイス、エールをお願いします。（失敗談、工夫等） |